

別紙2 租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっての留意点

1 概要

個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされる（所得税法第59条第1項第1号）。

一方、これらの財産を社会福祉法人を含む公益法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられている（租税特別措置法第40条第1項）。

2 社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるに当たっての留意事項

(1) 当該適用を受けるに当たっては、社会福祉法等における規定を遵守するほか、次に掲げる事項が定款に規定されていることが必要となる。

ア 社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号で定める親族等特殊関係者に関する規定が規定されていること。

イ 残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

なお、定款例のとおり規定されている、又は社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。

ウ 評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること。

エ 重要事項の議決のうち、以下の事項については、「理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の多数による同意又は承認」及び「評議員会の承認」を必要とすること。

(ア) 事業計画及び収支予算

(イ) 基本財産の処分

(ウ) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

(エ) 公益事業・収益事業に関する重要な事項（公益事業・収益事業を行う法人に限る。）

オ 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第2条第15号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得ることを必要とすること。

(2) 具体的な定款例における記載例については、以下を参照すること。

対象条項	留意点
第5条 (評議員の定数)	評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること。
第6条 (評議員の選任及び解任) 第1項・第2項	定款例の備考を踏まえて、定めること。

対象条項	留意点
第〇条 (評議員の資格)	定款例第6条の次に以下の条項(例)を設けること。 (評議員の資格) 第〇条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
第8条 (評議員の報酬等)	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第10条 (権限)	評議員会の決議事項として、定款例で示すもののほか、下記を追加すること。 「事業計画及び収支予算」 「臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)」 「公益事業・収益事業に関する重要な事項」(注) 「解散」 (注) 公益事業・収益事業を行う法人に限る。
第13条 (決議)	定款例を参考に定めること。
第15条 (役員<及び会計監査人> の定数)第1項	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第16条 (役員<及び会計監査人> の選任)第1項	定款例を参考に定めること。
第〇条(役員の資格)	定款例第16条の次に以下の条項(例)を加えること。 (役員の資格) 第〇条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。 (注) 監事の人数が6人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはなっていない。」でも可。
第21条 (役員<及び会計監査人> の報酬等)	定款例を参考に定めること。
第26条 (決議)第1項	定款例を参考に定めること。
第28条 (資産の区分)第1項・第2項	定款例を参考に定めること。

対象条項	留意点
第 29 条 (基本財産の処分)	理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第 31 条 (事業計画及び収支予算) 第 1 項	理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第 32 条 (事業報告及び決算) 第 1 項・第 2 項	定款例を参考に定めること。
第 35 条(臨機の措置)	理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条 (公益を目的とする事業) 第〇条 (収益を目的とする事業)	公益事業・収益事業に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条 (保有する株式に係る議決権の行使)	第 37 条の次に以下の条項(例)を加えること。 <例 1> 第〇条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。 <例 2> 第〇条 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。
第 36 条 (解散)	定款例を参考に定めること。
第 37 条 (残余財産の帰属)	残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。なお、定款例のとおり規定されている、又は社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。
第 38 条 (定款の変更) 第 1 項	定款例を参考に定めること。